

(表)

年 月 日			
目黒区保健所長 宛て			
開設者	住所 氏名 (印)		
	電話番号 () ファクシミリ番号 () 〔法人にあつては、名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕		
歯 科 技 工 所 開 設 届			
歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
1 名	称		
2 開 設 の 場 所	電話番号 () ファクシミリ番号 ()		
3 開 設 年 月 日	年 月 日		
4 管理者	氏 名		
	住 所		
	免許の種別、 番号及び 登録年月日		
種別： 歯科医師 ・ 歯科技工士 第 号 年 月 日			
5 業務に従事する者の氏名			
種 別	氏 名	免 許 番 号	登 録 年 月 日
歯科医師・歯科技工士		第 号	年 月 日
歯科医師・歯科技工士		第 号	年 月 日
歯科医師・歯科技工士		第 号	年 月 日
6 構造設備の概要 及び平面図(別添)	歯科技工所 面積 m^2 造 階建 歯科技工所の構造設備の詳細は、裏面のとおり		

(裏)

歯科技工所の構造設備		
項目	歯科技工士法 施行規則	状態
① 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。	第13条の2 第1号	有・無
※「歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等」は、次のとおり <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石こうトラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防じん用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸じん装置(室外排気が望ましい) <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚(保管庫) <input type="checkbox"/> 薬用保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備され、及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。	第13条の2 第2号	適・否
③ 手洗い設備を有すること。	第13条の2 第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	第13条の2 第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10平方メートル以上の面積を有すること。	第13条の2 第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切であること。	第13条の2 第6号	適・否
⑦ 床は、板張り若しくはコンクリート又はこれらに準ずるものであること。	第13条の2 第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	第13条の2 第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。	第13条の2 第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。	第13条の2 第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生ずるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。	第13条の2 第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。	第13条の2 第12号	有・無

備考

- 備えている設備及び器具の前の□の中にレを付すこと。
- 「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。
- 管理者については、免許証の写し及び履歴書を添えること
- 歯科医師及び歯科技工士については、免許証の写しを添えること。
- 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書(履歴事項証明書)を添えること。
- 歯科技工士室の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。
- 敷地の平面図及び付近の見取図を添付すること。

(注) 免許証については、原本を持参すること。